資　格

競争参加者の資格に関する公示

福島国際研究教育機構施設㉔設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和６年２月13日

東北地方整備局長　山本　　巧

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

1　業務概要

⑴　業務名　福島国際研究教育機構施設㉔設計業務

⑵　業務内容　本業務は、福島県双葉郡浪江町（川添地区）において計画されている福島国際研究教育機構施設の新築についての基本設計及び実施設計業務である。

⑶　履行期間は以下の期間を予定している。

契約締結日の翌日から令和８年３月13日まで―(Ⅰ)業務

令和９年２月26日まで―(Ⅱ)業務

(Ⅰ)業務　施設全体配置計画の検討、施設全体の設備インフラ計画の検討、本部棟の基本・実施設計、積算

(Ⅱ)業務　(Ⅰ)業務以外

2　申請の時期　令和６年２月13日から令和６年３月１日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、申請期限日の翌日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（https://www.thr.mlit.go.jp）から入手するものとする。

⑵　申請書の提出方法及び提出場所　申請者は、申請書に福島国際研究教育機構施設㉔設計業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出場所　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町三丁目３番１号仙台合同庁舎Ｂ棟　国土交通省東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話022―225―2171㈹

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年10月３日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和４年10月３日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和５・６年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　東北地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けていないこと。

④　令和４年10月３日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により、福島国際研究教育機構施設㉔設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、福島国際研究教育機構施設㉔設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、福島国際研究教育機構施設㉔設計業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知　「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間　６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

⑴　設計共同体の名称は、「福島国際研究教育機構施設㉔設計業務△△・×設計共同体」とする。

⑵　当該業務に係る特定手続きに参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建築工事を除く））」（令和６年２月13日付け、支出負担行為担当官　東北地方整備局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和６年２月13日

独立行政法人国立病院機構

南京都病院長　佐藤　敦夫

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　26

○第 08701 号（№08701）

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　導入計画物品及び数量　病院情報システム一式及び７年間の保守業務委託

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入期限　令和７年12月31日

⑸　納入場所　独立行政法人国立病院機構南京都病院

⑹　調達に必要とされる基本的な要求要件

①　令和８年１月に稼働できる電子カルテ及び各種部門システム、それらを稼働させるためのシステム基盤であること。

②　当院職員の業務品質と効率を高め、診療や患者サービスの向上に寄与すること。

③　ハードウェアは７年間の稼働を考慮し、当院の病床規模や診療科目の特徴を考慮した構成であること。

④　ハードウェア、ソフトウェア共に稼働後最低７年間は保守ができること。

⑤　将来のシステム増設や機能追加に対応できる拡張性と柔軟性があること。

⑥　情報セキュリティ、災害対策、ＢＣＰに十分配慮すること。

⑦　看護勤務管理システムには、全職員の勤務時間管理機能を含めること。

⑧　費用対効果を十分に意識すること。詳細は導入説明書による。